

訴 状

令和4年4月18日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士

岩 田

修



同

本 間 紀

子



同

堀 川 直

資



当事者の表示

〒102-0085 東京都千代田区六番町15番地

原 告 特定非営利活動法人消費者機構日本
上記代表理事 佐々木 幸孝

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-12-9 スズエ・アンド・スズエビル5階

東京グリーン法律事務所（送達場所）

原告訴訟代理人弁護士 岩 田 修

電 話 03-5501-3641

FAX 03-5501-3648

〒160-0004 東京都新宿区四谷 2-4 久保ビル 9階

四谷の森法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 本 間 紀 子

電 話 03-5363-1251

FAX 03-5363-1252

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2丁目 1番 7号 井門新宿御苑ビル 3階

九段法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 堀 川 直 資

電 話 03-3353-5304

FAX 03-3353-5333

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1丁目 23番 7号

被 告 株 式 会 社 I B J

上記代表者代表取締役 石 坂 茂

差止請求事件

訴訟物の価額 金160万円

貼用印紙額 金1万3000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、消費者との間で、インターネット結婚情報サービス利用契約を締結するに際し、消費者の中途解約を認めない旨の意思表示を行ってはならな

い

2 被告は、前項の意思表示が記載された契約書、約款その他一切の表示を破棄せよ

3 被告は、その従業員らに対し、第1項記載の意思表示を行ってはならないこと及び前項記載の契約書、約款その他一切の表示を破棄すべきことを周知徹底させる措置をとれ

4 訴訟費用は被告の負担とする

との判決を求める。

請求の原因

第1 はじめに

本件は、内閣総理大臣から認定を受けた適格消費者団体が、消費者契約法第12条に基づく差止請求権を行使し、事業者である被告に対し、インターネットを利用して結婚相手の候補となる異性の情報を提供する（いわゆるマッチングサービス）契約について、消費者契約法に違反する意思表示の差止め及び同意表示が記載された契約書、約款その他一切の表示を破棄させること及びこれについて被告従業員らに周知徹底させる措置を取るよう求める事案である。

第2 当事者

1 原告

原告は、平成19年8月23日、内閣総理大臣から消費者契約法第13条3項の規定に基づいて認定され、平成28年7月29日、認定の有効期間の更新をした適格消費者団体である（甲第1号証）。

2 被告

被告は、「ブライダルネット」の名称にて、消費者に対し、インターネットを利用した異性紹介サービス業（いわゆるマッチングサービス）を業として経営する株式会社である（甲第2号証）。

第3 差止対象となる契約条項を被告が現に使用していること

顧客は消費者であることから、被告と顧客との間の契約には消費者契約法が適用となる。

そして、被告は、「ブライダルネット」の名称にて、結婚相手を探そうとしている消費者との間において、インターネットを利用して結婚相手の候補となる異性の情報を提供する（いわゆるマッチングサービス）契約を締結するに際し、請求の趣旨記載の内容を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行っており、今後も同内容の意思表示を行うおそれがある。

以下、請求の趣旨記載の内容を含む意思表示が、消費者契約法に違反するものであることについて、詳述する。

第4 利用規約における中途解約を認めない条項が消費者契約法第10条に違反すること

1 利用規約の規定

(1) 被告の運営するブライダルネットの利用規約（以下、「現行利用規約」という。）においては下記の通り定められている（甲第3号証）。

記

第15条 任意のアカウント削除及びコース変更等

1. メンバーがアカウント削除を希望する場合は、先にビジターへのコース変更手続きを行う必要があります。クレジットカード決済によ

りメンバー登録をした会員がビジターへのコース変更を希望する場合、メンバー期間満了日の前日18時までに担当婚シェルへの連絡、もしくは事務局への連絡（問い合わせ窓口、メール）で申出を行い、発行された当社所定の退会フォームに記入の上、当社に通知するものとし、当該通知が当社に到達後のメンバー期間満了日をもってコース変更となります。

（例：満了日が1月10日の場合、1月9日18：00までに申出、1月10日23：59までに通知が必要）

アプリ内課金によりメンバー登録をした会員がビジターへのコース変更をする場合、継続課金の自動更新設定をオフにすることで、メンバー期間満了日をもってコース変更となります。

(2) 現行利用規約第15条1項は、メンバー（有料会員）がアカウント削除を希望した場合の手続きを規定する。その内容は、まず、メンバー（有料会員）は、ビジター（無料会員）へのコース変更手続を行う必要があるとされており、ビジター（無料会員）へのコース変更手続を行ったとしても、ビジター（無料会員）となるのはメンバー期間満了日となる旨の規定である。すなわち、顧客である消費者が選択したプランのメンバー期間中は中途解約できない旨、定めているものである。

2 消費者契約法10条違反

(1) 消費者契約法10条は、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって（以下、「第一要件」という）、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの（以下、「第二要件」という）は、無効とする。」と規

定している。

(2) 第一要件該当性

被告の提供するマッチングサービスは、民法上、準委任契約に該当するものであり、本来、当事者は、いつでも解除が可能である（民法651条1項）。

そして、現行利用規約15条1項の規定は、選択したプランのメンバー期間中は中途解約できない旨定めるものであり、民法の規定による場合に比べて消費者の権利を制限する条項に他ならない。

(3) 第二要件該当性

顧客（消費者）が、アカウント削除を希望し、自ら選択した有料会員であるメンバーの期間満了を待たずして無料会員であるビジターへのコース変更の申出（有料会員コースの解約の申入れ）をするということは、以後、貴社のサービスを利用する意思がないという意味である。にもかかわらず、ビジターへのコース変更を申し出た後もメンバー期間が満了するまでコース変更（有料会員コースの解約）を認めないということは、いくらサービスの提供を受けることが可能であるといっても、何ら消費者にメリットがあるものではない。

被告において、消費者の退会申出（解約申入れ）の時期に応じた適切な精算条項を定め、精算に応じることは、決して被告に多大な負担を強いるものであるとは考えられず、ビジターへのコース変更申出を受け付けてもメンバー期間中は解除の効力発生を認めないというのは、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する規定であると言わざるを得ない。

(4) 従って、現行利用規約第15条1項は、消費者契約法10条に抵触する不当条項と解される。

以下、削除